1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※) ーつの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(**「重層的支援体制整備事業」**)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、エ参加支援、エ地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I ~ IIIの支援は必須
- ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※ I ~ Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

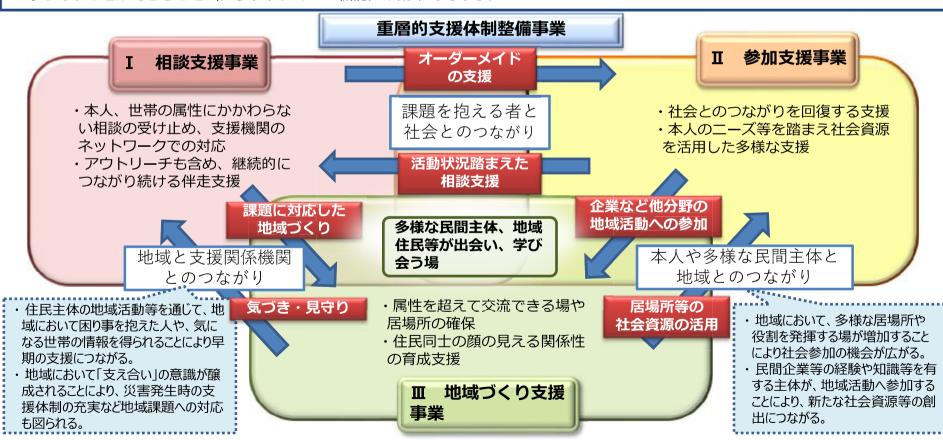
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

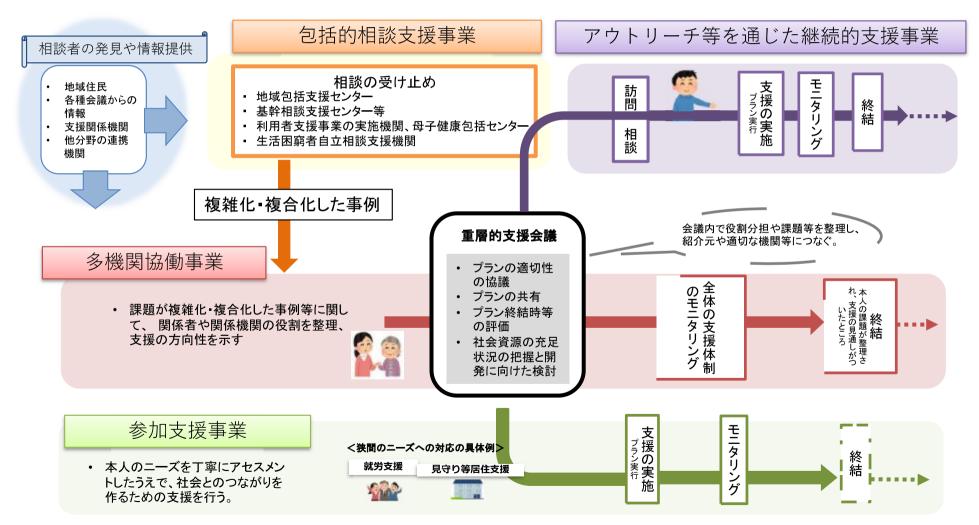
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- ○「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、 以下のような効果が期待される。
- ➤ 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加 支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。(<u>相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実</u>)
- ▶ 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される(地域資源の開拓)
- ▶ 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりやすくなる。(地域の支え合い)
- <u>多様なつながりが生まれやすくする環境整備</u>を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、 学びあうことができること(プラットフォーム機能)が効果的である。



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



- ※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
- ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業における各事業の考え方

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
 - 各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- 支援機関のネットワークで対応する
 - 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ** また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の 円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村におけ る包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば 既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制とし て伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を 担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、 必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

○ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。

○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関 心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本 人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯の二一ズ 等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行 う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

(参加支援事業の取組例)

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就 労支援(就労準備支援)を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態 の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な 人の社会参加の場として活用する

地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
 - 地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる**多様な場や居場所を整備**する。
- 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を 中心として「**人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる**。

また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促 進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

- ○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。
 - ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	1	- - 相談支援 -	【介護】地域包括支援センターの運営
			【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	=		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	
第3号	1	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定める もの(地域介護予防活動支援事業)
			【介護】生活支援体制整備事業
	八		【障害】地域活動支援センター事業
	=		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成(※)	新

- (注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
- (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。